

愛知県の事業者の皆様へ

# 高機能換気設備等導入支援事業費 補助金のお知らせ

愛知県では、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するとともに、温室効果ガス排出量の削減を促進するため、工場、事務所、店舗等の産業・業務用施設に対して、高機能換気設備等の導入を補助します。



高機能換気設備  
イメージ

補助金交付申請  
受付期間

2020年11月 2日(月)から  
2021年 2月26日(金)まで (先着順)

※予算枠(8,750万円)に達した時点で受付を終了します。

対象施設

愛知県内の産業・業務用施設

例)工場、事務所、スーパー、ホテル、飲食店など



対象設備

必須 高機能換気設備

任意

- ・空調設備、照明設備
- ・その他設備: 工事費を除く単価30万円以上で、据付または据置く設備(冷蔵庫やボイラーなど)

補助限度額

1,000万円以内(設置工事費を含む)

補助率

大企業 1/2

中小企業等(個人事業主含む) 2/3

申請要件

- ・高機能換気設備(全熱交換器の熱交換率40%以上)を導入すること
- ・換気量1人当たり毎時30m<sup>3</sup>以上を満たすこと
- ・設備の導入・更新により、導入前の施設全体に対してCO<sub>2</sub>排出量を削減すること

本事業は、「新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金」を活用し、愛知県環境局地球温暖化対策課が実施します。



高機能換気設備等導入支援事業費補助金交付要綱及び取扱要領を熟読し、  
必要事項をご記入のうえ、東海アドエージェンシーへ **郵送** してください。

【宛先】 〒460-0011 名古屋市中区大須四丁目12-3 ADビル  
(株)東海アドエージェンシー「高機能換気設備等導入補助金受付窓口」係

## 申請書類

- ① 事業計画書(指定様式)
- ② 補助対象経費に係る見積書(2者以上)
- ③ 導入機器のカタログ等
- ④ 現況設備の写真
- ⑤ 図面(全体配置図、導入機器据付図)
- ⑥ 登記事項証明書の原本  
(個人事業者の場合は営業届出済証明書)
- ⑦ 決算報告書または確定申告書の写し  
(直近1年分、事業実績が確認できるもの)
- ⑧ CO<sub>2</sub>排出削減量計算シート(任意様式も可)

## CO<sub>2</sub>排出削減量計算シート(合計)

CO <sub>2</sub> 排出削減量計算シート		合計
1-1 高機能換気設備(消費電力量分)	CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>	t-CO <sub>2</sub> /年
1-2 高機能換気設備(熱回収量分)	CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>	t-CO <sub>2</sub> /年
2 空調設備	CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>	t-CO <sub>2</sub> /年
3 照明設備	CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>	t-CO <sub>2</sub> /年
4 その他設備(電気系)	CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>	t-CO <sub>2</sub> /年
5 その他設備(燃料系)	CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>	t-CO <sub>2</sub> /年
6 任意様式	CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>	t-CO <sub>2</sub> /年
合計 CO <sub>2</sub> 排出削減量 <input type="text" value="0.0"/>		t-CO <sub>2</sub> /年

更新する2~6と合計がプラスになっていればOK

## 申請書類等のダウンロードURL

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/147944.html>



### ※中小企業と大企業の定義

- ・「中小企業の事業者」とは、愛知県内に工場または事業場を有している者で、次のア、いずれかに該当する者をいう。  
ただし、国、地方公共団体及び国または地方公共団体が出資する団体を除く。  
ア 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号に規定する会社もしくは個人(同項第2号に規定する政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものを除く)または同項第2号から第11号までに掲げる中小企業者(みなし大企業は除く)
- イ その他知事が認めるものであって、常時使用する従業員の数が300人以下の者
- ・「大企業」とは上記に該当しない者をいう。

## スケジュール



※契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

補助金交付申請  
受付期間 2020年11月2日(月)～2021年2月26日(金)

実績報告受付期間 2020年11月9日(月)～2021年3月31日(水)

事業計画の策定にあたっては、設備メーカー等と事業スケジュールについて、十分に協議を頂きますようお願い致します。交付決定後、策定した事業計画に遅延等が見込まれる場合は、速やかに東海アドエージェンシーに報告してください。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

問合せ先

(株)東海アドエージェンシー TEL 052-263-3361  
(平日 午前9時から正午、午後1時から午後5時)